二千三十年十一月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日

九十四億七千二百五十万二千六百三十九円

二千三十一年十一月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日

九十九億二千六百五万百十六円

二千三十二年十一月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日

百三億八千六百三十一万四百八十九円

二千三十三年十一月一日又は行われるべき全ての支払若しくは積立てのうち最も遅い支払若しくは積立ての日の翌日

百八億五千三百四十万五千八百六十六円

附属書Ⅴ

繰延商業債務Ⅰに対する利子の額の算定方法の算式

$$I = A \times D \times R \times \frac{1}{365}$$

I：利子の額

A：未決済の繰延商業債務Ⅰの額

D：繰延商業債務Ⅰが決済されないままに経過した日数

R：年間の利子率

（注）

⑴　二千二十一年十月三十一日における利子の最初の支払に関し、Dは、二千二十年十月三十一日から二千二十一年十月三十日までの間（両日を含む。）の日数に等しい。

⑵　最初の支払の後に引き続き行われる利子の支払に関し、Dは、当該支払に先立つ期日から次の期日の前日までの間（両日を含む。）の日数に等しい。

附属書Ⅵ

繰延商業債務Ⅱに対する利子の額の算定方法の算式

$$I = A \times D \times R \times \frac{1}{365}$$

I：利子の額

A：基金内の繰延商業債務Ⅱの残額

D：基金内の繰延商業債務Ⅱが支出されないままに経過した日数

R：年間の利子率

（注）

⑴　二千十七年十月三十一日における利子の最初の積立てに関し、Dは、二千十六年十月三十一日から二千十七年十月三十日までの間（両日を含む。）の日数に等しい。

⑵　最初の積立ての後に引き続き行われる利子の積立てに関し、Dは、当該積立てに先立つ期日から次の期日の前日までの間（両日を含む。）の日数に等しい。

⑶　二千三十三年十月三十一日の利子の最後の積立てに関し、Dは、二千三十二年十月三十一日から二千三十三年十月三十日までの間（両日を含む。）の日数に等しい。

附属書Ⅶ

利子の額の算定方法の算式

$$I = A \times D \times R \times \frac{1}{365}$$

I：七回の均等年賦払により支払われる利子の総額

A：二千三十三年十月三十日の時点で支出されており、かつ、決済されていない繰延商業債務Ⅱの額

D：支出の日から二千三十三年十月三十日までの間の日数

R：年間の利子率

附属書Ⅷ

利子の額の算定方法の算式

$$I = A \times D \times R \times \frac{1}{365}$$

I：利子の額

A：期日が到来し、かつ、支払又は積立てが行われていない債務又は利子の額

D：期日が到来した債務又は利子が支払われず、又は積み立てられないままに経過した日数

R：年間の利子率

（キューバ側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をキューバ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるスペイン語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年九月十九日にハバナで

キューバ共和国閣僚評議会副議長

リカルド・カブリサス・ルイス

キューバ共和国駐在

日本国特命全権大使　渡邉優閣下

○農林水産省告示第二千二十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十八年二月三日に消滅したものとみなされる。

平成二十八年十月十三日

農林水産大臣　山本　有二

1　登録番号　第21348号

2　登録年月日　平成24年２月２日

3　農林水産植物の種類

Chrysanthemum x morifolium Ramat.

4　登録品種の名称　千都の輝

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

奈良県

奈良県奈良市登大路町30

1　登録番号　第21363号

2　登録年月日　平成24年２月２日

3　農林水産植物の種類

Impatiens walleriana Hook. f.

4　登録品種の名称　BALFIESALED

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

株式会社エム・アンド・ビー・フローラ

山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181番地４

1　登録番号　第21365号

2　登録年月日　平成24年２月２日

3　農林水産植物の種類

Impatiens walleriana Hook. f.

4　登録品種の名称　BALFIESALED

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

株式会社エム・アンド・ビー・フローラ

山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181番地４

○農林水産省告示第二千二十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十八年二月五日に消滅したものとみなされる。

平成二十八年十月十三日

農林水産大臣　山本　有二